

島田市新庁舎竣工式等開催業務委託事業者募集要項

1 目的

島田市新庁舎完成に伴う記念式典として、竣工式、内覧会及び開庁式を開催し、多くの関係者と新庁舎の完成を祝うとともに、新庁舎を市民に広く披露することを目的として、これらの企画、準備及び運營業務を委託する事業者（以下、「受託事業者」という。）を次のとおり募集します。

2 募集内容

(1) 業務名称

島田市新庁舎竣工式等開催業務

(2) 業務内容

別紙「島田市新庁舎竣工式等開催業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 場所

島田市役所新庁舎（島田市中心中央町1-1）

(4) 式典等の実施日

①竣工式・竣工式出席者向け内覧会

日時：令和5年9月24日（日）午前10時00分～午前11時30分（予定）

場所：（竣工式）新庁舎1階 ロビー（着座形式）（予定）

（内覧会）1階、2階の執務室、議場、会議室等（予定）

出席者：約100名程度（予定・今後の調整により増減の可能性あり）

②招待者向け内覧会

日時：令和5年9月24日（日）午後1時00分～午後2時00分（予定）

場所：竣工式出席者向け内覧会と同様

参加者：約100名程度を想定（予定・今後の調整により増減の可能性あり）

③市民向け内覧会

日時：令和5年9月24日（日）午後2時00分～午後4時00分（予定）

場所：竣工式出席者向け内覧会と同様

参加者：一般開放する予定のため人数の制限なし

④開庁式

日時：令和5年10月10日（火）午前8時20分～午前8時30分（予定）

場所：新庁舎正面玄関前 又は 1階ロビー

出席者：約30名程度

(5) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年10月15日までとする。

(6) 委託料上限価格

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り応募することができるものとする。

- (1) 本市の令和5・6年度物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 島田市が課する税の滞納がないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 過去5年間以内に元請けの企業として受託した国又は地方公共団体の庁舎等公共施設の完成式典や催事などに係る類似業務の実績があること。

4 応募方法等

- (1) 受付期間 令和5年5月10日（水）から令和5年5月25日（木）正午まで
- (2) 受付時間 平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午前9時から正午まで）
- (3) 提出方法 持参により、事務局へ提出すること。
- (4) 提出書類
 - ① 島田市新庁舎竣工式等開催業務委託事業者募集申込書（様式1）
 - ② 実績調書（様式2）
 - ③ 企画提案書1（記念品の提案）（様式3）
 - ④ 企画提案書2（リーフレットのデザイン案）（様式4）
 - ⑤ 企画提案書3（新庁舎紹介動画の企画構成案）（様式5）
 - ⑥ 見積書（A4版任意様式 業務総額、内訳明細書、消費税は別記）
 - ⑦ 商業登記簿謄本
法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で発行日から3か月以内のもの（写し可）
 - ⑧ 市税完納証明書
 - ア) 島田市の市税の課税がある場合に限る。
 - イ) 島田市納税課が発行する市税完納証明書（写し可）
 - ウ) 発行日から3か月以内のもの
 - ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
 - ア) 税務署が発行する納税証明書「その3の3」（写し可）
 - イ) 直近のもので、発行日から3か月以内のもの
 - ⑩ 会社概要（パンフレット等）
- (5) 提出部数
提出部数は、企画提案書及び会社概要は各6部、その他の提出書類は各1部とする。

5 募集内容に関する質問の受付等

募集内容に関する質問の方法等は、以下のとおりとする。

なお、質問は、申込書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとする。

(1) 受付期間

令和5年5月10日（水）から令和5年5月16日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式6）に必要事項を記載し、電子メールにより事務局へ提出すること。

なお、質問書を提出した際は、速やかに電話により事務局へ送付確認の連絡をすること。

※ 電話連絡受付時間 平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

(3) 回答及び回答内容の公表の方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、質問書を提出した者に対し電子メールにより回答するとともに、回答内容を市のホームページに質問事項とともに公表する。

6 受託事業者の選定方法等

(1) 概要

受託事業者は、提案内容などを評価する事業評価（必要に応じてヒアリング等を実施する場合があります。）と提案価格を評価する価格評価の合計点である総合評価点の最も高い者を受託候補者として選定した後、本市との契約内容等に関する協議を経て決定します。

応募者が1社であっても、総合評価点が60点未満であった場合は、受託候補者として選定しません。

(2) 事業評価

提案内容について、以下の評価項目により採点し、その合計を事業評価点（70点満点）とします。

No	評価項目	配点
1	過去の類似業務の実績	10
2	記念品の提案	30
3	リーフレットのデザイン案	10
4	新庁舎紹介動画の企画構成案	20
	合計	70

(3) 価格評価

提案価格について、次の算式により価格評価点（30点満点）を算出します。

提案価格が下限価格を下回った場合は失格とします。下限価格は委託料上限価格の60%とします。

価格評価点 = (最低提案価格 / 提案価格) × 30点（小数点第3位以下を切り捨て）

ただし、最低提案価格は、委託料上限価格の60%以上の提案価格とします。

(4) 受託候補者の選定

事業評価点（70点満点）と価格評価点（30点満点）の合計を総合評価点（100点満点）と

し、その最高点を得た者を受託候補者として選定します。次に高い得点を得た者を次点候補者として選定します。

なお、総合評価点が同点の場合は事業評価点が高い方を上位とします。

7 選定結果の通知及び公表

- (1) 受託候補者決定後、全ての応募者に選定結果を通知し、市のホームページに公表します。
- (2) 選定の経緯は、一切公開しません。また、選定結果に関する質問、説明要求、意見等は受け付けません。

8 契約の締結

- (1) 選定結果通知後、市及び受託候補者は契約内容及び委託金額等について協議を行い、協議が整ったときは受託事業者として決定し、速やかに契約の手続きを行うものとします。なお、協議が整わなかった場合は、次点候補者を受託候補者とみなし、契約に向けた協議を行います。
- (2) 業務委託の仕様及び実施条件
本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、受託候補者が提出した企画提案書の内容を基に委託者及び受託候補者による協議の上で定めるものとします。

9 受託事業者の決定取り消し

次のいずれかに該当した場合は、受託事業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合又はこれを失った場合
- (3) 正当な理由なく、市が指定する期日までに契約等の手続きを行わなかった場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現に心がけること。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することでその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これに該当すると考える部分がある場合にはあらかじめ文書（様式任意）により申し出ること。なお、受託事業者選定前において、決定に影響の出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

11 事務局（担当課）

島田市行政経営部庁舎建設課

〒427-8501 静岡県島田市中心街1番の1（島田市役所本庁舎4階）

電話：0547-36-7959（直通）

E-mail：shinchousha@city.shimada.lg.jp